# **TEPCO**

## スタンダードA

(関西エリア)

平成29年9月1日実施

東京電力エナジーパートナー株式会社

## 料金その他の供給条件の内容

#### スタンダードA (関西エリア)

#### 1 対象となるお客さま

電灯または小型機器を使用され、当該一般送配電事業者(滋賀県、京都府、大阪府、奈良県、和歌山県、兵庫県〔一部を除きます。〕、福井県の一部、岐阜県の一部および三重県の一部を供給区域とする一般送配電事業者に限ります。)が定める託送約款等の電灯標準接続送電サービスまたは電灯時間帯別接続送電サービスの対象となり、使用する最大容量(以下「最大需要容量」といいます。)が6キロボルトアンペア未満のお客さまで、当社との協議が整ったお客さまを対象といたします。

#### 2 供給条件の変更

- (1) 当社は、この供給条件を変更することがあります。この場合、料金その他の供給条件は、変更後の供給条件によります。
- (2) 託送約款等の変更または法令の制定もしくは改廃により、この供給条件を変更する必要が生じた場合、当社は、変更後の託送約款等または法令をふまえ、この供給条件を変更することがあります。この場合、契約期間満了前であっても、料金その他の供給条件は、変更後の供給条件によります。
- (3) 小売電気事業の登録の申請等に関する省令第3条第1項各号に規定する 事項を変更する場合は、当社は、原則としてその変更の内容のみをお客さ まにお知らせいたします。

#### 3 最大需要容量

最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であることの決定は、負荷の実 情等に応じてお客さまと当社との協議によって行ないます。

#### 4 料 金

料金は、その1月の使用電力量にもとづき次によって算定された電力量料

金および電気需給約款 [低圧] (以下「需給約款」といいます。) 別表1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表1 (燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が25,500円を下回る場合は、別表1 (燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表1 (燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が25,500円を上回る場合は、別表1 (燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

電	定額料金	1 契約につき最初の15キロワット時まで	327円65銭
力量	従量料金	15キロワット時をこえ120キロワット時までの 1 キロワット時につき	19円76銭
料料		120キロワット時をこえ300キロワット時までの 1 キロワット時につき	23円90銭
金		300キロワット時をこえる1キロワット時につき	28円64銭

## 5 契約期間

契約期間は、次によります。

(1) 契約期間は、需給契約またはその変更が成立した日から、料金適用開始 の日以降1年目の日までといたします。ただし、契約種別の変更を希望さ れる場合の変更後の契約期間は、需給契約の変更が成立した日から変更後 の料金適用開始の日以降1年目の日までといたします。

また,契約種別の変更を希望される場合の変更後の料金適用開始の日は, 原則として計量期間等の始期といたします。

- (2) 契約期間満了に先だってお客さままたは当社から別段の意思表示がない場合は、需給契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。この場合、当社は、原則として継続後の契約期間のみをお客さまにお知らせいたします。
- (3) 契約期間満了に先だって、原則としてこの供給条件以外の供給条件に需給契約を変更することはできません。

#### 6 そ の 他

- (1) 当社は、各月の最大需要電力(託送約款等に定める接続供給電力の最大値をいいます。)等から需給契約が不適当と認められる場合には、需給約款23(適正契約の保持)に定めるところにより、すみやかに契約を適正なものに変更していただきます。
- (2) 当社は、需給約款19(日割計算)に準じて日割計算を行ない、料金を算定いたします。ただし、定額料金および料金適用上の電力量区分の日割計算は、別表2(定額料金等の日割計算の基本算式)によるものといたします。
- (3) その他の事項については、需給約款のスタンダードSまたはスタンダー ドLにかかわる規定を準用するものといたします。

## 附 則

## 1 実 施 期 日

この供給条件は、平成29年9月1日から実施いたします。

## 2 この供給条件の実施にともなう切替措置

この供給条件実施の日を含む料金の算定期間の料金の算定にあたっては、 需給約款18(料金の算定)および6(その他)(2)に準じて日割計算を行ない、 料金を算定いたします。

#### 別 表

## 1 燃料費調整

(1) 燃料費調整額の算定

イ 平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入 品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値と いたします。

なお, 平均燃料価格は, 100円単位とし, 100円未満の端数は, 10円の 位で四捨五入いたします。

平均燃料価格= $A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$ 

- A=各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均 原油価格
- B=各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然 ガス価格
- C=各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格
- $\alpha = 0.0332$
- $\beta = 0.3786$
- $\gamma = 0.6231$

なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

口 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。 なお、燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下 第1位で四捨五入いたします。

(イ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が25,500円を下回る場合 燃料費 =(25,500円-平均燃料価格) $\times \frac{(2)の基準単価}{1,000}$ 

(ロ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 25,500 円を上回る場合 燃料費 = (平均燃料価格-25,500円)  $\times$   $\frac{(2)の基準単価}{1,000}$ 

### ハ 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

なお,各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は, 次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日	その年の6月の料金に係る計量期
までの期間	間等
毎年2月1日から4月30日	その年の7月の料金に係る計量期
までの期間	間等
毎年3月1日から5月31日	その年の8月の料金に係る計量期
までの期間	間等
毎年4月1日から6月30日	その年の9月の料金に係る計量期
までの期間	間等
毎年5月1日から7月31日	その年の10月の料金に係る計量期
までの期間	間等
毎年6月1日から8月31日	その年の11月の料金に係る計量期
までの期間	間等
毎年7月1日から9月30日	その年の12月の料金に係る計量期
までの期間	間等
毎年8月1日から10月31日	翌年の1月の料金に係る計量期間
までの期間	等
毎年9月1日から11月30日	翌年の2月の料金に係る計量期間
までの期間	等
毎年10月1日から12月31日	翌年の3月の料金に係る計量期間
までの期間	等
毎年11月1日から翌年の1	翌年の4月の料金に係る計量期間
月31日までの期間	等
毎年12月1日から翌年の2 月28日までの期間(翌年が 閏年となる場合は,翌年の2 月29日までの期間)	翌年の5月の料金に係る計量期間 等

## 二 燃料費調整額

燃料費調整額は、その1月の使用電力量に口によって算定された燃料 費調整単価を適用して算定いたします。

## (2) 基 準 単 価

基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

1 キロワット時につき	19銭5厘
	i .

#### (3) 燃料費調整単価等のお知らせ

当社は、(1)イの各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格、1トン当たりの平均石炭価格および(1)口によって算定された燃料費調整単価をお知らせいたします。

### 2 定額料金等の日割計算の基本算式

- (1) 定額料金を日割りする場合需給約款 19 (日割計算) (1)イに準ずるものといたします。
- (2) 料金適用上の電力量区分を日割りする場合

定額料金適用電力量=15キロワット時× 日割計算対象日数 計量期間等の日数

なお,定額料金適用電力量とは,(1)により算定された定額料金が適用される電力量をいいます。

第1段階料金適用電力量=105キロワット時× 計量期間等の日数

なお,第1段階料金適用電力量とは,15キロワット時をこえ120キロワット時までの1キロワット時当たりの従量料金が適用される電力量をいいます。

第2段階料金適用電力量=285キロワット時× 計量期間等の日数

## -第1段階料金適用電力量

なお,第2段階料金適用電力量とは,120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時当たりの従量料金が適用される電力量をいいます。

(3) 需給約款18 (料金の算定) (1)ハに該当する場合は, (2)の

日割計算対象日数 一計量期間等の日数 日割計算対象日数 暦 日 数 といたします。 (4) (2)に規定する日割計算後の定額料金適用電力量,第1段階料金適用電力量および第2段階料金適用電力量の単位は,1キロワット時とし,その端数は,小数点以下第1位で四捨五入いたします。